

平成 25 年 2 月 12 日
都 市 整 備 局

松森字陣ヶ原地区の災害危険区域指定について

1 概要

東日本大震災において宅地被害が甚大だった松森字陣ヶ原地区について、詳細な測量・地質調査を行った結果、この地区の一部の区域について「地すべりによる危険の特に著しい区域で市長が指定するもの」(災害危険区域条例第 2 条第 3 号)として災害危険区域に指定し建築制限を行う。

この区域は、平成 24 年 12 月開催の第 34 回仙台市宅地保全審議会において「盛土内の間隙水圧上昇による流動的すべり崩壊に至った不安定領域であり、集水地形のため地下水位低下工等の効果が不確定のため、現地再建は困難である。」とされている。

2 建築制限

この指定により住居の用に供する建築物の新築、増築などを禁止し、また、住居の用に供する建築物以外の建築物の建築に際して、地すべりに対して構造耐力上安全であるための必要な措置など、一定の建築制限を行う(条例第 4 条第 1 項及び第 2 項)。

3 施行日

平成 25 年 3 月中旬告示

4 指定区域

松森字陣ヶ原の一部の区域(下図参照 0.29ha)



5 今後の進め方

- ・ 2月27日：常任委員会報告（都市整備建設委員会）
- ・ 3月中旬：災害危険区域指定の告示、記者発表。

参考資料1 仙台市災害危険区域条例 抜粋

(趣旨)

第一条 この条例は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第三十九条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

第二条 次の各号に掲げる区域を法第三十九条第一項に規定する災害危険区域に指定する。

- 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。)第三条第一項の規定により宮城県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域
- 二 前号の急傾斜地崩壊危険区域の周辺その他急傾斜地(急傾斜地法第二条第一項に規定する急傾斜地をいう。以下同じ。)の崩壊による危険の著しい区域で市長が指定するもの
- 三 地すべりによる危険の特に著しい区域で市長が指定するもの
- 四 前号に掲げる区域の周辺その他地すべりによる危険の著しい区域で市長が指定するもの
- 五 津波による危険の特に著しい区域で市長が指定するもの

(建築の制限)

第四条 第二条第三号及び第五号に掲げる区域においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。

2 第二条第三号に掲げる区域において住居の用に供する建築物以外の建築物を建築する場合及び同条第四号に掲げる区域において建築物を建築する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 建築物の地階を除く階数が二以下であること
- 二 建築物の基礎が一体の鉄筋コンクリート造であること
- 三 前二号に定めるもののほか、建築物の基礎の底部(基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端)が良好な地盤に達していること等地すべりに対して構造耐力上安全であるための必要な措置が講じられていること